

財務省告示第三百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十七年九月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（変動・十五年）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成

十七年度における財政運営のため

の法律及びその

法律（平成十七年法律第十九号）

第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五条第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・非

価格競争入札発行」という。）

価格競争入札発行」という。）

五

募入
方決定の

イ

入札
発行競争

ロ

国債
参加市場

六

発行
競争額

イ

入札
発行競争

六

発行
競争額

イ

入札
発行競争

ロ

国債
参加市場

特別
参加市場

者
参加市場

非
参加市場

争
参加市場

各申込みのうち応募価格の高い
も。そのうち応募価格の高い
当てる。特別参加者ごとの
各限額市場特別参加者ごとの
応募額を割り当てる。各申

額面金額で一兆四千三百三十三億
うち、財政第一十三項の規
定に基づき発行した利付国債に
ついては、千八百九十一年の
成金の発行に際しては、千
八百九十一年の成金の発行に
する法律第二十一条の規定に
基づき、千八百九十一年の
千八百九十一年の成金の発行に
特別会計第五十五条第一項の
に基き、千八百九十一年の
億七千五百五十万円で三億
平成一七年の度に発行する
の成金の発行に際しては、
特別参加市場の特別参加者
に関する法律第二十一条の規
定に基づき、千八百九十一年
の成金の発行に際しては、千
八百九十一年の成金の発行に
する法律第二十一条の規定に
基づき、千八百九十一年の
億七千五百五十万円で三億

後第 の二 利率 率以	十 イ二				口 イ一				九 八		七 イ					
	初 期 利 率	利 率	行 争 入 札 発 競	争 非 者 特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	争 非 者 特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	払 込 金 額
子 計 算 期 間 開 始 日 前 に 行 わ れ	年 当 り 、 各 利 払 期 に お け る 利	ン ト セ ン ト 〇 ・ 九 五 パー セ	五 〇 ・ 四 〇 パー セン ト （ 一 ・ 三		額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 八 銭	以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 五 銭	平 成 十 七 年 九 月 二 十 六 日	す る 。〇 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿		十 万 円	九 百 五 十 五 億 七 千 百 七 十 二 万 円	一 兆 四 千 五 十 八 億 三 百 五 十 万 円	円

の 経 過 利 子
払 込 み

た、発行から償還までの期間が九年、五年か月の超の十年利付国債の直近における割当額入札の結果に基づき算出された複利回り（以下「基準金利」という。）から、〇・九五パーセントを控除した率。ただし、控除した率は、そのパーセントを下回るときは、その率は〇パーセントとする。

(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に次式による式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.40}{100} \times \frac{6}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四 初期利子

平成十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.40}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} - 0.95}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六 償還金額

平成三十二年九月二十日額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払入者

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成十七年九月二十六日